

長野県報

10月31日(月)
令和4年
(2022年)
第352号

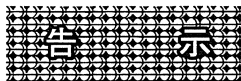
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
保安林予定森林(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	3

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課).....	4
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	5
建設業法に基づく処分(建設政策課).....	5
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(鑑識課).....	6



長野県告示第563号

令和4年11月30日、長野県議会定例会を長野市に招集します。
令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第564号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。
令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
東御市大日向字七尋石404、字茂落455の2、455の3
- 指定の目的
落石の危険の防止
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第566号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大鹿村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大鹿村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大鹿村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

伊那都市計画道路 3・3・34号伊駒アルプスロード線

2 都市計画を定める土地の区域

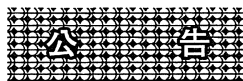
伊那都市計画道路 3・3・34号伊駒アルプスロード線

平成31年長野県告示第81号の土地の区域のうち、伊那市西春近及び東春近の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、伊那市役所

都市・まちづくり課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレストモール佐久平

佐久市佐久平駅南土地区画整理事業3街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社フォレストモール

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル11階

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
未定	—	—
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
未定	—	—
株式会社トップカルチャー	清水 大輔	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社トップカルチャー	清水 大輔	新潟県新潟市西区小針四丁目9番1号